資料３

2025 年度　男女共同参画に関する申出処理状況
（2025 年４月１日～2026 年3月 31 日）

1. 申出状況について

申出 1 件

※男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が阻害された場合の相談

2. 申出の処理結果について

処理件数 0 件

（対応）

神戸市男女共同参画推進条例第 20 条第1項の「男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる」に該当しないと判断し、神戸市男女共同参画の推進に関する条例に基づく市民等からの申出の処理に関する要綱第4条第1項第6号の規定により、申出について調査・処理しない旨の通知を行った